時事新報定價
時事新報八一年三百六十五日一日ニ休刊セス其代價
郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二銭〇一箇月金五十錢〇三箇月金一圓五十錢〇六箇月金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報ハ毎日ニ一度ノ配達ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行	二付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付
時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を書し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて貴方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傳に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候樣に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候
月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

千載の遺憾

明治政府財政の始末は年來の情實に由縁して民間の物議を招く可きもの甚だ少なからず此有樣にして改むる所なく優悠經過し去りて顧みざる國會開設の時期にも遇はゞ必ず紛擾を免れざる可きが故に政府は時に先ちて前圖を改め當局者自から率先して先づ其情實を一掃し人の淘汰す可きものは之を淘汰し費用の節す可きものは之を節し次第に部内の始末を付け斯の如くにして國會開設の前に財務の整頓を致し議員をして漫に容喙するの餘地なからしむ可しとの意味は我輩が幾度か陳述して當時の時事新報に記したる所なれども當局者は之を一讀するの暇なかりしか將た之を讀むも之を行ふの勇に乏しかりしものか我輩の所論は實際に空論と爲りて今日の場合に推移り果して議會の紛紜を見るに至りたるは返す〳〵も慨歎なりと云はざるを得ず抑も明治初年來の始末を見るに財政上に於ける政府の率直は其實を得ざるもの甚だ多くして一々枚擧するに暇あらざれども其事蹟の外に聞はれて失策の著るしきものゝみにても之を數ふれば双手の指を屈して猶ほ餘りあるが如し一千萬圓の起業公債は募集を全ふしたるに相違なかりけれども其公債を以て起したる事業の結果は如何、士族授產の爲め國庫より支出したる金額は莫大の高なれども多くは强藉人の手を經過して其行く所を知らず全國の士族に餘澤の及ばざるが如き始末はなきや如何、釜石生野を始めとして鑛山の事業に着手し中途に失敗したるは政府の仕事として怪しむに足らざれども其中に相當の收益あるものは不相應の代價を以て一箇人に賣渡したる其次第は如何、正金銀行が明治十五年頃取戻處の後、端に政府の特恩に浴し爾來今日に至るまで共業に朝合して利益の非常なるは如何、共同運輸會社設立の事情より三菱會社と合併して日本郵船會社を組織するに至りたる其始末は如何と測りて一々これを詰問したらば百怪の動物忽ち露出して政府當局者の中に大に驚駭するものもあらんなれども以上の失策は既に天下を騷げたるものにして跡より取返しの付かねみとあれば其は其迄として今更洗ひ立て爲さずとも若しも政府が國會前三四年の頃より其罪を改めて財政の始末に注意したらんには他に牛觸一着して猶ほ大に爲す可きものあるに非ず申すも忍れ多き事ながら帝室費の如きは從來二百五十萬圓以内のものが二十二年度よりは三百萬圓に增加せり世の杞憂者は國會の開設を或は不祥の事と心得、開設の上、議場にて帝室費を云々し若しも異議する者もあるときは至尊の恩光を瀆し奉るの虞あるにあらざれば事に先ちて帝室の財產費額を定め置き成る可く議會の議を經ざるやうす可しとの說もなきに非ずと雖も我輩の所見は之に異なり普天の下、王臣に非るなく率土の濱、王土に非るなしとは正に日本の臣民が帝室に對し奉るの情にして國中誰一人も帝室の御用に奉ずるを厭ふものとてあらざれば實は帝室に於ては別段に御財產を儲へらるゝの必要なく自然御用のある度ごとに臨時仰付らるゝも若支なき程の次第なれば國會の開否に就て帝室の經費に掛念するが如きは寧ろ不忠の言なりと云はざるを得ず左れば帝室費は從前の儘にして却て其御儉德を天下に示すを一般の模範として政府の大臣が先づ第一に此模範に則りて俸給を減じ爵位族稱を辭し彼の官宅交際費の如きも勿論み れを屋して自から第二の模範と爲り扨以下の勅奏任官の處分に至りては敢て自から手を下すに及ばずして其模範に據りて銘々自身の草案に任せたらは期る事情に際しては何人も私情を動かすもののあらざるが故に節減の實は圓滑に行はれて不平を唱ふるものなく政府部内年來の情實も不言の間に消滅して其結果の甚だ妙なるは申す迄もなく之が爲めに世間の人望も次第に回復して政府の實力を增し國會の開設に至りても今日の如き紛紜を見るの患はなかりしならん好しや之ありと雖も政府の覺悟豫め定まる所あるに於ては之に對するの處置は甚だ容易なりしならんに今更いふて甲斐なきこゝとなれども前以て政府に其決斷なかりしは返す〳〵も遺憾にして我輩は其言の當時に行はれざりしを恩ひ之を千載の遺憾として忘れざるものなり

官報

勅令

御名御璽

明治廿四年一月廿四日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
文部大臣　芳川顯正

勅令第六號
札幌農學校官制中左ノ通改正ス
第一條第二項
本校ハ當分生徒中ヨリ屯田兵士官出身志願者ヲ撰ミ屯田兵士官ニ充スル軍事上ノ學術技藝ヲ教授シ又屯田兵隊備下士ニ屯田兵隊備解隊ニ關スル軍事上ノ學術技藝ヲ教授ス
第七條　教授十人判任トス教授ノ職掌ヲ佐ク
第八條　助教二人判任トス農工ノ實業ヲ授クルコトヲ掌ル
第九條　舍監專任一人判任トス校長若クハ幹事ノ命ヲ承ケ生徒ノ取締ニ關スルコトヲ掌ル
第十條　書記六人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
勅令第六號參照
勅令第八十四號札幌農學校官制（明治十九年十二月二十八日）抄錄
第一條第二項
本校ハ生徒中ヨリ屯田兵士官出身志願者ノ撰定ヲ待テ軍事ニ關スル學術技藝ヲ教授ス
第七條　助教八判任トス教授ノ職掌ヲ佐ク
第八條　舍監專任一人判任トス農工ノ實業ヲ授クルコトヲ掌ル
第九條　舍監ハ判任トス校長若クハ幹事ノ命ヲ承ケ生徒ノ取締ニ關スル事務ヲ掌ル
第十條　書記六人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

官林ニ關スル事件ニシテ大林區署ノ司掌ニ屬スルモノ

大林區署

大林區署長ニ關シ代表スルノ權利ヲ委任ス

明治廿四年一月廿六日　農商務大臣陸奥宗光

大藏省訓令第六號

府縣

明治二十三年（十一月）大藏省訓令第百四十七號第二項ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加ス

明治廿四年一月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

一分署所在地市町村ニ駐紮スル町村若クハ其町村ノ一部落（大小字等ヲ總稱ス）ニシテ分署所在地ト町村トハ別ニ區分ヲ設セサルモノハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ分署所在地市町村ニ準スルコトヲ得

大藏省訓令第六號參照
明治二十三年（十一月十九日）大藏省訓令第百四十七號ハ府縣廳機關官員ト領旅費支給方ナリ

宮內省告示第五號

貞愛親王叔姪宗尊女王殿下ハ昨二十四日薨去セラル

明治廿四年一月廿六日　宮內大臣子爵土方久元

雜報

○米國の金融幷絹業　去月下旬米國紐育發にて同國金融市場幷に絹業社會の模樣を左の如く報道し來りたれば玆に揭ぐ
金融市場　今週間當地金融は實業社會の擾亂に伴ふて緩慕其定度を失し變動甚しく利子の安きもの二分五厘より高きもの十八割六分（此は一時貸の利子にして其期限は三日間より一週間の短きものなれども夫れ〳〵正當の抵當品を差入れ貸借を爲すものなれば日本にて俗に言ふ短期貸付金の日歩と云ふが如きものなり尤も之は當地に於て重に株式取引所に關する仲買か其客に對して實賣の勘定をなす時に起るもの多く又は銀行にても此類の一時貸を爲すとあれども何れも一日限のものにて午前に貸出したるものは午後銀行へ切迄に決算する事あり故に此類の貸金は本邦にて行はるゝ當坐貸越勘定の如きものにて相當の抵當を差入れ一時の貸越を爲すもの〳〵如し若し萬一にも其日の中に貸越金を決算せざる時は銀行は直に其抵當品を以て處分する事なれば貸主に於ては隨分敏なる注意を以て時々刻々抵當品の評價を確かめざる可らず通常に於ては此貸金の係り員は支配人又は金庫局に近接して別に一局を設け此事のみ敏捷に取扱ふ事あり）の浮沈ありて平均八朱强の割合なりしが證書替の分即ち延期貸の分は重に一割以上の割合にて取引ありしあり此週間は當地金融市場に於て資本の總有高は至て豐なる有樣にして地方へ流出するものは寡く却て地方より注入せしものゝ超過となり銀行は何れも其有金を增加せし事實あるにも拘はらず金融弛緩の形狀なく何れの商業家も皆實本の不足を告げ金融逼迫の外觀を呈せしものは諸株式の下落歐洲金融逼迫の電報幷に商業社會の擾亂等之れか重なる近因となりしものにして之を一口に申せば右の事實は實本家に恐怖の念を與へしが故に貸金の供給を減殺し外形上に實本の欠乏を呈する事とはなりたるものなり
金融市場右の如き有樣となりしかは其常勢として商業上に幾分の盛潤を及ぼすものにして此週間の一記事とも申すべきは即ち此一點なり十一月十二三日頃は諸株式の相場下落甚しく歐洲に於ては商業擾亂の報ありペーリングブッダーの閉店あらんと聞き當地一般の貸主は貸金の不安心と同時に抵當品としては何れの株券をも相絕するが如き有樣となりたれば融通の路大に閉塞し遂末に至ては電報の當日さへ一割五分を拂ふて一時の延期を融通せしが如き有樣ありて約束手形幷に商業手形の實賣大に減縮し最上等二名手形にて七厘乃至八厘を出すも當市場にて割引圓滑なら

す故に地方の處より右の事に至りしと甚しく之れ當市場の實賣に親疎ありて之れか最倫敦金融市場にて英國銀行の割引利子を高くせしに倫敦市場は銀行の有金は僅に數日間僅に三箇月間は商業社會の時は商業社會へ貸出すべきを期せざるを得ず金融倍々緊迫の報に接するに一般の風潮靜の姿と反對し引下くるの歐洲中重なりン五朱八厘銀行五朱二分の一に引下げ何れも收縮の實に天下の情は間接に之れか影響を及ぼしかは終に當の出金を當として或は公債の重なりし一百萬磅外五十萬磅之を三箇月間を限り公債を擔保として預けありしが故に佛國銀行は倫敦市場合に際し之を云ふ絹市場の靜の有樣は起りし絹價騰貴商況せしもあるに加ふるに高利を出ば當業上に生じ何は先づ手の極に達きものは日、伊、ロシヤ有樣なれども今日は他の絹織有樣とは

○民事訴訟ニ付テハ本年勅令第三號第三條ニ依リ所管大林區署長ニ關シ代表スルノ權利ヲ委任ス

明治廿四年一月廿六日　農商務大臣陸奥宗光

○大藏省訓令第六號

府縣

明治二十三年（十一月）大藏省訓令第百四十七號第二項ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加ス

明治廿四年一月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

一分署所在地市町村ニ駐紮スル町村若クハ其町村ノ一部落（大小字等ヲ總稱ス）ニシテ分署所在地ト町村トハ別ニ區分ヲ設セサルモノハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ分署所在地市町村ニ準スルコトヲ得

大藏省訓令第六號參照
明治二十三年（十一月十九日）大藏省訓令第百四十七號ハ府縣廳機關官員ト領旅費支給方ナリ

○宮內省告示第五號

貞愛親王叔姪宗尊女王殿下ハ昨二十四日薨去セラル

明治廿四年一月廿六日　宮內大臣子爵土方久元

雜報

○米國の金融幷絹業　去月下旬米國紐育發にて同國金融市場幷に絹業社會の模樣を左の如く報道し來りたれば玆に揭ぐ
金融市場　今週間當地金融は實業社會の擾亂に伴ふて緩慕其定度を失し變動甚しく利子の安きもの二分五厘より高きもの十八割六分（此は一時貸の利子にして其期限は三日間より一週間の短きものなれども夫れ〳〵正當の抵當品を差入れ貸借を爲すものなれば日本にて俗に言ふ短期貸付金の日歩と云ふが如きものなり尤も之は當地に於て重に株式取引所に關する仲買か其客に對して實賣の勘定をなす時に起るもの多く又は銀行にても此類の一時貸を爲すとあれども何れも一日限のものにて午前に貸出したるものは午後銀行へ切迄に決算する事あり故に此類の貸金は本邦にて行はるゝ當坐貸越勘定の如きものにて相當の抵當を差入れ一時の貸越を爲すもの〳〵如し若し萬一にも其日の中に貸越金を決算せざる時は銀行は直に其抵當品を以て處分する事なれば貸主に於ては隨分敏なる注意を以て時々刻々抵當品の評價を確かめざる可らず通常に於ては此貸金の係り員は支配人又は金庫局に近接して別に一局を設け此事のみ敏捷に取扱ふ事あり）の浮沈ありて平均八朱强の割合なりしが證書替の分即ち延期貸の分は重に一割以上の割合にて取引ありしあり此週間は當地金融市場に於て資本の總有高は至て豐なる有樣にして地方へ流出するものは寡く却て地方より注入せしものゝ超過となり銀行は何れも其有金を增加せし事實あるにも拘はらず金融弛緩の形狀なく何れの商業家も皆實本の不足を告げ金融逼迫の外觀を呈せしものは諸株式の下落歐洲金融逼迫の電報幷に商業社會の擾亂等之れか重なる近因となりしものにして之を一口に申せば右の事實は實本家に恐怖の念を與へしが故に貸金の供給を減殺し外形上に實本の欠乏を呈する事とはなりたるものなり
金融市場右の如き有樣となりしかは其常勢として商業上に幾分の盛潤を及ぼすものにして此週間の一記事とも申すべきは即ち此一點なり十一月十二三日頃は諸株式の相場下落甚しく歐洲に於ては商業擾亂の報ありペーリングブッダーの閉店あらんと聞き當地一般の貸主は貸金の不安心と同時に抵當品としては何れの株券をも相絕するが如き有樣となりたれば融通の路大に閉塞し遂末に至ては電報の當日さへ一割五分を拂ふて一時の延期を融通せしが如き有樣ありて約束手形幷に商業手形の實賣大に減縮し最上等二名手形にて七厘乃至八朱を出すも當市場にて割引圓滑なら